

75歳以上の方々へ大切なお知らせです

後期高齢者医療被保険者証を郵送します

平成20年4月から、県内に住所を有する75歳以上のすべての方（65～74歳で一定の障害があると熊本県後期高齢者医療広域連合に認められた人を含みます。）は、新たな「後期高齢者医療制度」へ加入することになります。

保険証（被保険者証）について

この新しい制度では、被保険者一人ひとりにカード型の保険証が交付されます。保険証は、今年3月中旬から下旬にかけて、配達記録郵便でお届けします。4月1日以降に医療機関で医療を受ける際は、この保険証が必要となります。（現在お使いの国民健康保険や社会保険の保険証、老人医療受給者証は使えなくなります。）

後期高齢者医療被保険者証	有効期限	平成21年 7月31日
被保険者番号	00000000	
証	済	〇〇西〇〇 〇-〇-〇
氏名	広城 太郎	性別 男
生年月日	大正〇〇年 〇月 〇日	
資格取得年月日	平成20年 4月 1日	
発効期日	平成20年 4月 1日	
交付年月日	平成20年 4月 1日	
一部負担金の割合	1割	
保険者番号	XXXXXXXXXX	
保険者名	熊本県後期高齢者医療広域連合	

◆同時に交付されるもの

- ①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- ②後期高齢者医療特定疾病療養受療証
現在、老人保健制度でこれらの証を交付されている方は、手続きなしで自動的に交付されます。

保険料について

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者一人ひとりに負担していただきます。負担方法は、原則として年金から差し引かれ（特別徴収）ますが、年金が、18万円未満の方は個別に役場窓口にて納めていただきます（普通徴収）。この保険料の金額等を記載した通知書等を次のとおり送付します。

なお、保険料の金額等については、役場窓口へお問い合わせください。

平成19年9月末時点で
国民健康保険に加入し特別徴収に該当する方



保険料の通知書は
平成20年4月に送付します

平成19年9月末時点で
・被用者保険に加入し、被保険者本人であった方
・国民健康保険に加入し普通徴収に該当する方



保険料の通知書は
平成20年7月に送付します

平成19年9月末時点で
被用者保険の被扶養者であった方



保険料の通知書は
平成20年10月に送付します

障害認定で老人医療を受給されている方について

現在、65歳から74歳で老人保健制度の障害認定を受け、老人医療を受給されている方は、手続きなしで自動的に平成20年4月1日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。

なお、この障害認定については、申し出により辞退することができます。詳しくは、役場窓口へお問い合わせください。

問い合わせ先

役場住民課福祉班 ☎78-3111（119）、熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎096-368-6511